

令和7年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和7年12月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第53号 宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例を制定するについて

議案第54号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特  
定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を制  
定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○福祉課所管

・宇治田原町民生児童委員協議会の体制について

日程第3 付託議案審査

議案第56号 財産の取得について

日程第4 各課所管事項報告について

○学校教育課所管

・宇治田原町教育委員会事務事業点検・評価報告書について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	9番	山内実貴子	委員
副委員長	8番	上野雅央	委員
	5番	山本精	委員
	7番	浅田賢茂	委員
	11番	田中大典	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	勝谷聡一君
教育長	南亮司君
健康福祉理事	立原信子君
教育次長兼学校教育課長	矢野里志君
企画財政課長	中地智之君
福祉課長	太田智子君
福祉課課長補佐	茨木伸悟君
健康対策課長	岡崎一男君
健康対策課課長補佐	田中辰也君
子育て支援課長	廣島照美君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援センター所長	時田美喜代君
学校教育課課長補佐	酒井隆司君
学校教育課課長補佐	重富康宏君
学校給食共同調理場所長	市川博己君
社会教育課長	田村徹君
社会教育課課長補佐	木村幸治君
社会教育課課長補佐	小川英人君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士君
専門官	長谷川みどり君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本委員会は、12月3日の開会日に上程され、付託されました議案第53号及び議案第54号並びに議案第56号の3議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 改めまして、おはようございます。

本日は、12月の定例会会期中におけます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。また、当委員会の山内委員長をはじめ、委員の皆様には、いろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

師走に入りまして、いよいよ令和7年もあと僅かとなってまいりました。

そして、まず、12月8日の深夜に起きた青森県東方沖を震源とする地震につきまして、被災されました皆様に対して、お見舞いを申し上げますとともに、早い復旧をお祈りを申し上げます。明日は我が身だと思ひまして、危機感を持って、防災と減災対策に努めてまいりたいと考えております。

そして、インフルエンザ流行につきましても、大変今はやっております。本町でいきますと、田原小の2年生の1組が、今、学級閉鎖中でありまして、委員の各位におかれましてもご自愛、ご留意いただきますようお願いを申し上げます。

そして、お礼になりますが、まず11月の30日におきまして人権のつどい、こちらのほうにご臨席をいただきまして、ありがとうございます。人権標語の表彰式、入選者の表彰式、そしてミニコンサート、映画上映を、改めて皆様に人権の大切さをお考えいただいたところでございます。

今後におきましても、12月の21日にはお茶の里うじたわらマラソン、また12月の26日

から29日につきましては、消防団の年末警戒となっております。

そして、年明けにつきましては、1月の11日に午前中が消防団の出初式、昼からは二十歳のつどいと予定をしておりますので、またご臨席を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は委員長からもございましたように、本委員会に付託をされました議案並びに所管事項の報告をさせていただき予定をしておりますので、よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、年の瀬とともに、いよいよ本格的な厳しい寒さがやってきております。委員各位におきましても、くれぐれもご自愛をいただきまして、ますますご活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

---

### ◎付託議案審査

○委員長（山内実貴子） 日程第1、付託議案審査について。

---

### ◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 議案第53号、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 議案第53号、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、ご説明申し上げます。

資料、議案第53号資料、概要のほうをご覧ください。

本議案につきましては、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が法律上制度化され、令和8年4月1日から全国で生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度、乳児等通園支援事業が導入されます。

この事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準を

基に、市町村が条例を定め、その基準に適合する者に対して、認可をする必要があることから、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を今回新たに制定しようとするものでございます。

1つ目の乳児等通園支援事業の概要につきまして、利用対象者につきましては先ほど申し上げましたとおり、ゼロ歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子どもが対象となります。

実施場所につきましては、保育所認定子ども園、幼稚園等となっております。

利用料、利用可能時間につきましては、令和7年度の事業実施に係る利用料、利用可能時間として国が示したものになります。令和8年度については、まだ示されておられません。今のところ、利用可能時間については、令和7年度に引き続き月10時間までという方向性が出ているところでございます。

次に、2つ目の条例の概要につきましては、条例で定める基準は児童福祉法第34条の16第2項に基づきまして、従うべき基準と参酌すべき基準に分類されているところでございまして、裏面の(2)の表をご覧ください。こちらのほうにまとめてございまして、従事する者及びその人数、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持、また児童の健全な発達に密接に関連するものとして、内閣府令で定める者については従うべき基準として、その他の事項については参酌すべき基準として、定められているところでございます。

今回の条例の考え方でございますが、その下の米印のところをご覧ください。

本条例の制定におきましては、国と異なる基準とする特段の理由がないことから、国の基準と同内容といたしております。ただし、設備及び職員の基準の特例を定める規定につきましては、これは離島等基準の確保が困難な地域での特例となりますので、本町では想定されないため、除いております。

条例の施行日につきましては、公布の日となります。

町内での事業実施者見込みにつきましては、聞き取りをしておきまして、現在のところは、事業予定者はいないところでございまして、町が保育所にて実施予定としているところでございます。

今後の予定としましては、本条例により認可を受けた事業者が給付を受けるために給付対象事業者として、適格か町の確認を受けるための運営基準を定める条例を上程予定でございまして、また、国から令和8年度以降の利用料等の在り方等が示されれば、こども誰でも通園制度実施内容について、子ども・子育て会議においてご議論いただき、本

委員会においてご報告させていただきたいと考えているところでございます。以上、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） この制度について、少しお聞きをしたいと思います。

こども誰でも通園制度ということで、就労条件に縛られないということで、是非ともそういうような形で進めていただきたいなと思っているんですが、一つ、こども誰でも通園制度と、今、行われている一時保育制度、保育についての違いというのが分かりにくい部分があると思うんですけども、その辺の説明をお願いできませんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 一時保育との違いということでございますが、こども誰でも通園制度と一時保育事業につきましては、主に目的、定義の違い、また給付制度、こども誰でも通園制度は給付制度でございまして、一時保育については事業といった制度的な違いがございます。

一時保育事業は、保護者の立場からの必要性に対応するものでなんですが、こども誰でも通園制度につきましては、保護者のために預かるというのではなくて、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援すること、また保護者が保育所との関わりによりまして、孤立感や不安感の解消につながるといったことを目的として実施するものになります。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） そうしたことだろうと思うんですけども、中身的には取りあえず、現在、保育園に入っていない子どもが一時的に預かっていくという制度のことになると思うんです。

そういう点で、保護者からの立場と、何か、園というか、子どもたちの立場からと社会性を身につけるという立場の違いと言われてはいますけれども、その辺、もう少しはっきりしないのかなと感じてますが、その辺はどうなんでしょうか。

（「目的が違う」と呼ぶ者ありなし）

目的はちゃんと分かっているんだけど、目的が違うの分かっているんだけど。

○委員長（山内実貴子） どうでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時11分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を再開します。立原理事。

○健康福祉理事（立原信子） 非常に区分がしにくいものですが、明確に目的が、今、説明させていただいたように違います。

大きくは、やはり未就園児、未就学までのところで、3歳以降はほとんどのお子さんがどちらかに所属をしておられますが、やはり3歳までのところで、家庭で保育されているお子さんがたくさんおられます。

その中で、今の時代はどうしても、今の説明もさせていただいたとおり、孤立感のある子育てで、なかなかいろんな方とつながりが持てないというご家庭もおられますので、そういったところのつながるためのきっかけ、またどうしても3歳までの間に、重篤な児童虐待等も多く見られる傾向もありますので、そういった対応、またお子さんの早いうちからのそういう社会との接触による刺激の部分にもつながっておりますので、そういうことを目指した制度です。

また、国が、今までは保育を必要とする方、就労等の要件で、必要とされる方の確保を目指してということの方針でしたけれども、これに関しては、全てのお子さんにそういう保育というか、社会と接触する機会を早めに持つということ、全てのお子さんに平等に確保していこうという方針の転換によるものですので、その辺が大きく違うところかなと考えておりますので、そういったことも踏まえて、お子さんの保育、またお母さんとのつながり、また情報提供ということを大切にしながら実施したいと思っております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。ただこの制度そのものが、ゼロ歳6か月から3歳未満ということなんですけれども、そういうような乳幼児なわけなんですけれども、これぐらいの子どもというのは顔見知りする子や、親離れの問題でも、大泣きをしたり、そんなことをするというので、不安定な時期だと思うんですけれども、その辺りのケアというのがどのようにされるのかなというのを、とにかく心配があるという、残ってくると思うんですけれども、取りあえず1時間とか2時間とか、いきなり入ってくるわけですから、そういうような問題もあると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） やはり、最初は場や人に慣れていないというところ辺も  
ありますし、人見知り等からくる不安もお子さんもちろんあるかと思いますが、  
社会情緒的な発達を支えるといった制度の意義、実施されておるところではありますの  
で、保育所のかかわりによりまして、次第に人に慣れて、保育者と子どもの関係性が構  
築されていくものと考えております。

もちろん、保育者、そういった関係性の構築にももちろんたけておりますので、子ども  
が安心して、家族以外の人と関わる、同じ年頃の子も同士が触れ合うなど、家庭だけ  
では得られない、様々な経験を通じて、人への興味や関心が広がり、成長していけるよ  
うに対応してまいりたいと考えております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） それをするにしても、やっぱりこの、今、提携されている10時間と  
いうのが、あまりにも時間が短いかなと考えてます。その辺のところは、今後どうい  
うふうにされるか分からないですけども、その10時間という部分というのはどうい  
うふうに考えられているのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 利用可能時間の月10時間というところでございますけれ  
ども、先ほど最初のほうで説明もさせていただいたんですけども、利用可能時間  
の月10時間については、今のところ、国は令和7年度に引き続き方向性としては月10時  
間までとするということとしておりまして、正式にはまだ示されていないところではあ  
るんですけども、この月10時間という時間については、国のほうは保育人材の確保が  
課題となっている現状等を踏まえて、対象となる全ての子どもさんが等しく利用できる  
制度とするための月10時間を上限とする方向と示されているところでございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 月10時間で、社会性が構成されるかだよ、育成されるかというの  
は、少し問題あるかなと思ってます。

正直、預かる保育所の体制というのは、宇治田原町のほうでは、きちんとできている  
んでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 体制についてなんですけれども、この条例の基準に対応  
した受け入れ可能人数、また利用定員を設定する中で、職員の配置については、対応し  
てまいりたいと考えております。しっかりと。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） そういう体制の中で、現在の宇治田原町で何人ぐらいが、この制度を利用されるかなというのは、その辺の思いというのはありますでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） これからスタートする事業ですので、利用される人数の見込みというのはなかなか難しいところではあるんですが、昨年度設定いたしました子ども・子育て支援事業計画の中では、令和8年度以降、このこども誰でも通園制度というのを計画の中に盛り込んでおります。

その中で、量の見込みとして、推計している数値はございますので、その数字については実人数が4人と見込んでいるところでございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。4人ぐらいということらしく、増えることも考えられますし、もっと少ないかもしれませんので、そこは自由に考えておきたいと思いません。

あと、今回にせよ、先ほども言いましたけれども、一月10時間以内ということになってますんですけども、本当に社会性を見つけさせるということと、保護者の軽減というようなことも考えていくなれば、今後この時間そのものを拡大するというようなことが視野に入れなければならないと僕は思っているんです。

その辺のことは、先ほど話ありましたけれども、町としてはその辺のことは、町だけでできる問題と国に拡充させていってもらいたいような要望もしていかなきゃあかんと思うんですけども、その辺のことについてはどのように考えているんですか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 今後、その10時間ということを超えて実施するというところについてなんですけれども、国が示す10時間を超えると給付の対象外ということになりまして、町担費というふうになります。

そういったことも踏まえまして、今後、利用状況であったり、また国の動向もしっかり把握しまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員（山本 精） 結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。原田議長。

○議長（原田周一） 教えて欲しいのが、今、山本委員のほうから、うんと細かいことを聞かれて、保育士の確保の件については、先ほどの答弁でよく分かったんですけども、

一つこれを見てまして、通園事業の概要のところ、3番の利用料、一時間当たり300円程度になってます。300円じゃないんですよね、程度と書いてあるんで、何か例えばその所得の基準とかによって、いろいろ金額が300円を境に、前後いろいろあんのかなと思ったり、というのは、これ条例どこ見ても書いてないんです、この中に記載が。だから、どのようなあれになって、この程度という表現になっているのかいうのを教えていただきたいんですが。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） この利用料、一時間当たり300円程度というのは、これ令和7年度の事業実施に当たり、国が示した金額になるところではあるんですが、なので、令和8年度はまだ未定といったところがありますが、この案300円程度という、程度となってますのが、結局はこの子ども誰でも制度を実施する事業者がこの単価を設定できる形になります。なので、例えば所得によって金額が変わるといったようなものではないというところでございます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） 何か事業者が決定する言うて、今おっしゃったんですかね。ということは、各自治体によって、あるいは園によって、金額が違うという、そういううちの場合は1つしかないんですけれども、例えばよそへ行った場合は、そういうようにいろいろばらつきがあるということですか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） そういったこともあるということでございます。

○議長（原田周一） 結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。田中委員。

○委員（田中大典） 数点お伺いしたいと思います。

これを利用するに当たって、予約は何日前とかという申請は必要でしょうか。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） この事業実施に当たっては、これから詳細を決めていくところではあるんですけれども、いきなり前日に予約して対応できるかといったら、やっぱり保育士の体制を整えるというところもありますんで、数日前の予約に設定する予定ではおります。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） もう一点、重ねてですけれども、一日当たりの受入れの人数という

のは、大体どれぐらい定められるのか教えてください。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 受入れの対象児が、ゼロ歳6か月から2歳までということで、この条例、基準を定めるこの条例にも書いておられますとおり、月齢によりまして、免責要件が変わってきます。

もし、ゼロ歳で受け入れるとして、今実施しようとする施設で対応するとなったら、今のところは10人ほどが受けられる可能性があると考えております。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） 私からは以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第53号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第53号、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

---

### ◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 議案第54号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） 議案第54号につきましてご説明をさせていただきます。

議案第54号の資料、概要をご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において、各地方公共団体が条例で独自利用事務を定めることにより、当該事務に関して個人番号を利用して、情報連携を行うことができると規定されております。

このたび、この独自利用事務に障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金交付に係る事務を追加する改正を行うものです。

国は、自治体向けの医療費助成、母子保健、予防接種、介護保険等分野の業務を対象とした情報連携の仕組みとして、パブリックメディカルハブ、通称PMHを構築し、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認ができるように進めております。

このPMHによって、障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金交付に係る事務について、連携が開始されるに当たり、マイナンバーを利用することから、本条例の独自利用事務を定めた別表1、別表2に、当該事務を追加する必要が生じたものです。

オンライン資格確認ができるようになりますと、住民の皆さんに影響がある主なものとしましては、障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金交付要綱に定める事務のうち、自立支援医療受給者の方が、医療機関において受給者証を示さなくてもマイナンバーの提示のみで、自立支援医療の現物給付を受けることができるようになる、ということが考えられます。説明につきましては、以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 具体的に医療機関で受給者証を示さなくてもそこでも現物支給というか、そこで引いてもらえるということになるかなと思うんですけども、マイナンバーカードだけでいけるということと、同時に今の現状でもそれは受給者証があればそれはできているんですよね。

○委員長（山内実貴子） 太田課長。

○福祉課長（太田智子） 自立支援医療の現物給付を受けるには、紙でできた受給者証と、それから、今保険証が廃止されましたけれども、マイナンバーと2つの提示が医療機関の窓口で必要となっております。

オンライン資格確認ができるようになりますと、この紙の受給者証を提示する必要がなくなるというところがございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。受給者証が要らなくなる、持ってかなくていいというのは、分かるんですけども、我々としてはこの紙とかもマイナンバーカードの制度

そのもの、マイナンバー制度そのものにも反対している立場でもありますので、その辺は注意してみてほしいなと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれで終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第54号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手多数。よって、議案第54号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

---

### ◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

福祉課所管の宇治田原町民生児童委員協議会の体制について説明を求めます。茨木福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（茨木伸悟） 宇治田原町民生児童委員協議会の委員名簿についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

3年ごとにあります一斉改選によりまして、令和7年12月1日から新しく委嘱されました民生委員、児童委員の皆さんの名簿を提出しております。

今年の一斉改選では、改選前は定数27名に対し、1名欠員の状態でしたが、このたび27名の方に対しご推薦申し上げ、また全ての方に委嘱されました。

12月5日金曜日に委嘱状伝達式を執り行ったところでございます。

推薦に当たりましては、町議会議員のお二人から1号委員としてご参加をいただきました推薦会を開催いたしまして、各区自治会の皆様、推薦委員の皆様に大変ご苦勞いただきました。無事締切までにこの27名全員を推薦できたところでございます。

役員に関しましては、委嘱状伝達式の後、引き続き臨時総会を開催し、決定いたしました。

役員につきましては、今回2期目、3期目の方に担っていただきましたが、そのほかの委員の方がどの部に所属されるかにつきましては、12月18日木曜日に開催します定例会の場で決定し、それをもって新しい体制で事業を行っていただく予定でございます。説明につきましては、以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。田中委員。

○委員（田中大典） 確認で教えてください。

このリストを拝見させていただくと、およそ半分の方が新任の方になるんですけれども、通常これぐらいの入れ替わりになるのかということをお教えいただきたいです。

○委員長（山内実貴子） 茨木課長補佐。

○福祉課課長補佐（茨木伸悟） 改選につきましては、前回3年前は、27名中17名替わったというところで、今回は12名ということですが、その時々に応じて、改選される人数というのは変わるかな。特に、平均的にこの人数ぐらいということはないかなと思いますけれども、今回につきましてはこの12人が新たになったという形です。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） 全国的には、この民生児童委員の成り手不足というのは、非常に大きい問題になっておまして、またこの委員をしていただくというのはそれなりの人格者でないといけないので、非常に人選が難しい仕事であるし、また非常に責任の重いお仕事を引き受けていただく、本当にありがたいなと思います。

こうやって探していただいた方と、またなっただいた方、本当に大きな感謝をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて福祉課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたしま

す。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。原田議長。

○議長（原田周一） 一点教えていただきたいんですが、この12月1日からマイナ保険証を、先ほどマイナカードの話も出てたんですが、マイナ保険証、要はマイナカードと保険証をひもづけて、それを実施していくということなんですけれども、その辺りが実際どういう現状になっているのか、ということについてお聞きしたいと思うんですが、今、役場のほうでは、国民健康保険、それから後期高齢者ですか、なんかの情報をつかめると思うんですけれども、大体人口の割合からいうたら、どれぐらいの登録、ひもづけがされているのかということの現状を教えていただきたいんですが。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 今、ご質問にありましたとおり、本町が保険者である国民健康保険、それから後期高齢者連合が保険者ですけれども、本町が実施主体であります後期高齢者医療、こちらの被保険者の方については、被保険者数に対するマイナ保険証の登録者数を把握しておりますので、申し上げます。

時点としては、対象月として、令和7年7月時点になりますけれども、町の国民健康保険は全医療被保険者数1,735人に対して、マイナ保険証の登録率が1,154人、66.5%となっております。後期高齢者医療保険につきましては、被保険者数1,577人に対しまして、1,130人、71.7%となっております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） ということは、この本町の人口からすると、恐らく全ての人にマイナカードのような、発行されていると思うんですけれども、そうすると、大体これで足すと、1,160と大体2,000、3,000まあ弱ぐらいということですよ。だから、8,000、12月現在で大体8,600ぐらいの外国人を含めて、その差というのが、ざっくりその社会保険いうんですか、企業、その社会保険に限らないですけれども、いろんなその他の保険証というような認識でいいわけですね。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） まず、町内の住民さんに対するいわゆるマイナカードの発行数という、交付数に関しましては、本町の所管ではないんですけれども、税住民課のほうからもらっている情報によりますと、3月末時点で8,829人に対して6,542人である

と74.1%という数字が出ております。

次に、原田議長のご質問になりますけれども、いわゆるそのマイナカードを持ってらっしゃる方の人数に対して、先ほど私が申し上げました国保、後期高齢以外の方を引きますと、おおむね、当然被用者保険と言いまして、おっしゃった健康保険組合でありましたり、我々公務員、企業からお給料を受けられている方の保険のほかにも、国保組合というお医者さんでありましたり、建築業でありましたり、そういった保険もごございます。あと、当然生活保護の世帯の方もいらっしゃいますので、全くイコールではないかと思いますが、ほぼほぼ被用者保険の方であるというご理解で結構かと思えます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） ありがとうございます。なんでこういうことを聞くかと言いますと、私も過日期限が切れたりとはおかしいんですけども、有効期限、その更新というのを下でやったわけですけども、カードの。そのときにも窓口で尋ねたんですけども、何かそのときに暗証番号が要るとか、いろんなことを言われて、私の場合は今んとこ、まだ覚えてましたんで、スムーズに更新ができたんですが、大体世間一般的に聞きますと、その暗証番号とか登録したときの番号なんか覚えてへんというようなことで、ほとんど更新がなかなかスムーズにいかない、その場合は下でも非常に手間がかかって、一からまた登録し直すとか、というようなことがあったりということを聞いてます。

そういった中で、私が心配するのは、先ほどマイナカードに反対という話もあったんですけども、全ての人がこのカードじゃなかったら受診ができない、医者に行つて、ということになれば、逆に若い人と同居している、例えば老人と言ったらおかしいけれども、年寄りなんかはそういった情報があつて、更新なんかの登録の手続できると思うんですけども、一番心配するのはやっぱり一人で、全く地域とかあんまりかかわりのない、孤立したような方が、仮におられたら、その辺がちゃんとひもづけてできているのかどうか。漏れてないんかということをご心配するわけです。

国のほうでは、暫定措置として、資格書いうんですか、いうのを3月ぐらいまで、いけるようにはしているということなんですけれども、それがただ受診はできるということなんですけど、その辺りの現状というのはどうなっているのか。全住民に対して、この対象者、発行されているのかどうか、いうのはどういうことになっているのか現状を教えてください。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 本町が把握できる2つの健康保険について分けて申し上げ

ますと、まず後期高齢者医療75歳以上の方が加入されているこの保険につきましては、厚労省のほうから暫定措置として、マイナ保険証お持ちであっても、お持ちでなくても、先ほどおっしゃられた資格確認書、被保険者証に代わるこれをプッシュ型で同ずることとしておるといふことで、これが令和8年7月31日までですので、皆さんお持ちになられております。

国民健康保険に関しましては、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を、それからマイナ保険証を既にお持ちの方には資格情報のお知らせというものを11月の中旬に全被保険者に対して発送させていただきました。

先ほど、暗証番号が病院の窓口で分からなくなるということのご心配、お話しがあったと思うんですけども、そのマイナ保険証を既にお持ちの方につきましては、この資格情報のお知らせをお持ちいただくことによって、カードリーダー等で仮にマイナ保険証が通じなくても、いけるようになるというのが、この資格情報のお知らせでございます。

なので、マイナ保険証を持ってない方には、保険証に代わる資格確認書がいつてます。マイナ保険証をお持ちの方にも、暗証番号が仮に分からなくても、それが使えるようなお知らせを送らせてもらっているというのが国民健康保険の状況でございます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） ありがとうございます。それで、一応3月まではそういった形で、代用できるということで、その間、医者なんかにそういう方がかかられたら、例えばその医療機関で、こういう手続が必要でしょうか、こういう書類を出してくださいというんですか、というような、例えば指導というのは医療機関にもされているんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） ご指摘のとおりでございます。特に本町の住民の方、特に高齢者の方は、町内の医療機関にかかられるリスクも高いと推察しておりますので、今回11月19日に被保険者の皆様、国保の方に送ったその次の週に、町内に開業されておられます内科系の3医院、それから歯科医3医院、こちらを全て私と担当課長補佐のほうで訪問いたしまして、資格確認書はこういうものである、資格情報のお知らせはこういうものであるということをお医者様、それから受付の職員の方にご説明申し上げました。

先ほどございました3月31日までというのは、実は発行して有効期限が切れている被保険者証も3月31日まで使えるというお話でありまして、資格確認書は来年の7月31日

までは有効期限となっております。

その報道等によくその3月31日の話が出てまいりますので、その件も含めて、町内の6医療機関についてはご説明申し上げたところございます。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） 今のご答弁、しっかりフォローされているということが確認できたんで、安心して、特にこの年寄り言うたらおかしいんですけども、高齢者については、なかなかネット環境とかそういうものに、やっぱりなじめないということもあって、情報があまり入ってこない、ご存じない。

町内で、付き合いとかあれば、情報交換の場でもあれば、いろんなことが分かるんですけども、そういったことがない方も聞いてますんで、そういった意味では、今しっかりフォローされているようでございますんで、今後も引き続き、要するに弱者といわれる方の救済には力を入れていただくというのをお願いしておきます。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） 当局からございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） それでは、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時48分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。南教育長。

○教育長（南 亮司） 改めまして、おはようございます。

委員会開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

師走になり、寒さも一段と増してまいりました。学校はあと10日あまりの23日が2学期の終業式でございまして、来週から中学校のほうでは三者面談が行われまして、特に3年生にとっては進路決定の時期となります。

今、子どもたちのほうは、冬休みを前に、2学期を振り返り、新年への抱負を抱き、わくわくしているように感じます。

さて、先月15日には青少年育成協議会主催の小・中学生主張大会が行われまして、議

員の皆さんには多数ご参加いただきまして、ありがとうございました。発表者の中から3名が、来年の1月31日に京田辺市で開催されます、綴喜青少年主張大会に町代表として発表いただくことになっております。

この先、今年19日には中学生議会、21日はお茶の里うじたわらマラソンが予定されております。現在、例年並みの222人のエントリーがあったところでございます。寒い折ですが、ご声援いただければ、ありがたいです。

来年のことでございますが、1月11日には二十歳のつどい、中旬の17日には小中学校の学校公開のほうを予定しておりますので、都合がございましたら、よろしく願いいたします。

本日は、付託議案審査として財産の取得、学校教育課所管事項報告としては宇治田原町教育委員会事務事業点検・評価報告書についてでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長（山内実貴子） ありがとうございます。引き続き教育委員会所管分に係る事項について始めます。

---

#### ◎付託議案審査

- 委員長（山内実貴子） 日程第3、付託議案審査について。

---

#### ◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

- 委員長（山内実貴子） 議案第56号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。矢野教育次長。

- 教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 改めまして、おはようございます。

議案第56号、財産の取得についてご説明をさせていただきます。

議案第56号をご覧いただきたいと思っております。

今回、取得しようとする財産は、連続式小型電気フライヤー及び食油濾過機各1台で、現在、使用しているものは学校給食共同調理場が完成いたしました平成15年に導入したもので、設置から20年以上が経過をしております。

日々のメンテナンスを行いながら、使用してまいりましたが、老朽化により、今回更新の時期を迎えましたことから、指名競争入札により、株式会社アイホー京都営業所より、1,168万2,000円で取得しようとするものでございます。

現在、共同調理場では、一日当たり約700食の給食を調理しており、安全でおいしい

給食を提供するため、大量の揚げ物に対して効率的に調理できる連続式小型電気フライヤーを使用をしております。大きさにつきましては、長さ約2.7m、幅約1.3m、高さ1.5mでございます。

この仮契約につきましては、本議案をご可決いただきました後に、本契約として成立するものでございます。以上よろしくご審査をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第56号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第56号、財産の取得については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で今回文教厚生常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、12月17日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月15日月曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

---

#### ◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

学校教育課所管の宇治田原町教育委員会事務事業点検・評価報告書について説明を求めます。矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 宇治田原町教育委員会事務事業点検・評価報告書についてご説明を申し上げます。

概要及び報告書を併せてご覧ください。

まず、作成の趣旨ですが、報告書1ページ下段に、法律の規定を抜粋をしておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、教育委員会は毎年度事務事業について点検評価を行い、公表しなければならないとなっております、この規定に基づき実施をしたものでございます。また、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用すると定められておりまして、本町教育委員会では、京都教育大学客員教授、また元宇治田原小学校校長2名による外部評価委員会で2回の委員会を開催いただき、評価の取りまとめを受けました。

報告書の構成ですが、教育委員会の状況として、本文の2ページから4ページにかけて、教育委員会の開催状況、審議状況、報告事項の項目等を一覧にまとめております。教育委員会定例会は、原則毎月1回開催をし、教育委員会規則などの制定・改廃、職員の人事に関することを議題として審議をします。また、事務局から各種事業の進捗状況や課題などを報告し、意見交換を行っております。事務事業の取組内容、自己評価、評価委員会意見ですが、毎年策定をしております教育の重点に位置づけをしている各種事務事業を対象としております。取組内容では、実施内容の概要と令和6年度の決算額を記載し、取組内容に対する自己評価を行い、評価委員会に説明をした上で、項目ごとに評価委員会委員から意見をいただき、取りまとめております。

幾つか項目をご説明をさせていただきます。

まず、学校教育課ですが、7ページのところになります。

キャリア教育についてですが、取組といたしましては、中学2年生が町内各事業所の協力の下、職場体験を実施。また、現役パイロットと客室乗務員を講師に招き、仕事のやりがいや面白さ、夢を持つことの大切さを学んだり、町内企業との連携により、中学生のアイデアによる商品開発事業を実施した旨を記載をしております。自己評価では、町内企業事業者とのパートナーシップにより、仕事を通じて宇治田原を再発見する機会となった。また、JALにも授業を行っていただき、夢を持つことの大切さが学べた旨を記載をしております。これに対しまして、評価委員会からは、中学生が商品開発で社会に参画する機会を作るのは大変よい取組であり、中学生だけでなく小学校低学年のう

ちから、キャリアパスポートを活用し、子どもたちの自己肯定感を高め、将来につながる視点が必要であるとの評価を受けております。

続きまして、社会教育課ですが、17ページ、ふるさとの歴史・文化に触れる地域学習の推進では、取組といたしましては、地域の歴史と宇治田原町の地域資源に対する理解を深めるため、化石資料展示室及びハートフル化石広場を活用した親子を対象とした化石教室の開催について記載をし、自己評価では、化石発掘体験教室を親子を対象に開催し、好評を得ることができたことを記載しております。評価委員会からは、ハートフル化石広場など、地域の中に教育資源がたくさんあることはすばらしく、地域のいいところをもっとPRしていただきたいとの評価を受けております。

報告書につきましては、好評することが法律で規定をされておりますので、町のホームページに掲載し、広くお知らせすることとしております。説明につきましては以上になります。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて学校教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

---

## ◎その他

○委員長（山内実貴子） 日程第5、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 事務局から。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件及び各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、御礼申し上げます。

第3四半期も終盤に差しかかり、今年度も残すところ3か月になろうとしています。また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。1月の閉会中の委員会においては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定としています。1月23日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時00分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長            山   内   実 貴 子